

執行機関に対する確認事項とその回答（総務消防委員会）

No.	確認事項	回答
1	<p>1 市指定避難所以外への備蓄品などの支援状況 地域が独自に設定している避難場所について、備蓄品などの支援を行っているかどうか。（支援している場合は、その内容。支援していない場合は、その理由。） また、備えておくべき物品等の目安として示すものがあるかどうか。（ある場合は、その内容。）</p>	<p>備蓄に関する支援は行っていない。（主要な避難所にある備蓄物資を、必要な場合は取りに来ていただいている。）基本的に食料、飲料水等の備蓄品は、避難する際自らが準備して持っていただくようお願いをしており、食料、飲料水等を最低3日分備蓄していただくよう啓発している。</p>
2	<p>2 自主防災組織に対する支援状況 資金、物品、助言など、どのような支援を行っているか（すべての支援内容）と、平成30年度の実績及び平成31年度の予算・予定。</p>	<p>資金、物品などの支援は行っていない。地域防災リーダー研修会を年1回京都府とともに実施し、各自主防災組織の代表者に出席していただいております。研修の中で防災講演会やワークショップを行っている。</p>
3	<p>3 自主防災に関する市民への周知・教育の実施状況 どのような周知・教育を実施しているかと、平成30年度の実績及び令和元年度の予定。</p>	<p>ハザードマップなどを活用し、地域の危険箇所の把握、避難所や避難ルートの確認を行ない、災害時にとるべき行動など、日頃からできる災害への備えと、災害に対する心構えについて、出前講座や防災講話を行なっている。 （H30年度 30回 1,717人、R元年 17回 774人（8月31日現在））</p>
4	<p>4 女性消防団員の状況 女性消防団員の現状（所属している団の数と人数）及び傾向と、女性消防団員の増加に向けた取組を行っているかどうか。（取り組んでいる場合は、その内容。取り組んでいない場合は、その理由。）</p>	<p>本市の消防団員数は、本年9月1日現在1,050人で、うち女性消防団員は12人となっている。（東団5人、南団1人、朝来団3人、余内団3人：計12人） 女性消防団員については、本年横浜市で開催される全国女性消防操法大会出場を控えており、この出場を契機として入団促進を図り現在に至っている。</p>

5	<p>5 防災士資格の取得に対する支援の状況 市民が防災士資格を取得しようとする場合の支援を行っているかどうか。(支援している場合は、その内容。支援していない場合は、その理由。)</p>	<p>資格の取得に対する支援は行っていない。まずは、地域に入り、自主防災組織の結成、強化、育成に取り組んでいる。</p>
6	<p>6 防災情報の伝達方法の状況 どのような手段で市民へ防災情報を伝達しているか。(全ての方法。)</p>	<p>防災行政無線、広報車、まいづるメール配信サービス、テレビ、FMまいづる、ホームページ、ヤフー防災アプリ、緊急速報メール、京都府防災・防犯情報メール配信システム、Lアラート(災害情報共有システム)、フェイスブックを使い、情報伝達を行なっている。</p>
7	<p>7 河川の浚渫の状況 河川の浚渫の実施基準及び実施状況。(国・府の管理河川を含む。)</p>	<p>台風などにより、市の河川、水路に土砂が堆積した場合は、現地を確認し、概ね3割以上の堆積があり、著しく流れを阻害していると認められる場合には、市で浚渫している。 道路側溝等も同様であるが、通常管理は、地元にお世話になっている。 府においては、堆積状況を確認し、前後の状況も勘案しながら、著しく流れを阻害している場合に浚渫を実施されている。 国においては、平成25年に策定された由良川水系河川整備計画に基づき、浸水被害の防止又は軽減を図るため、河川環境に配慮しつつ河道掘削を実施するとともに、由良川で河道内に繁茂している樹木や堆積している土砂の状況を監視し、川の流れに支障を及ぼすおそれがある場合には、順次、樹木伐採や土砂撤去を実施されている。</p>
8	<p>8 自治会、自主防災組織、消防団の高齢化の状況 自治会の役員、自主防災組織の役員、消防団員について、平均年齢等のデータにより高齢化の状況や傾向を把握しているかどうか。(把握している場合は、その数字等。)</p>	<p>【自治会役員】把握していない。 【自主防災組織】把握していない。 【消防団員】平均年齢は、平成10年代は30歳代であったが、現在では45歳となり、年々高くなっている。</p>

9	<p>9 市指定避難所の備蓄品等の状況 市指定避難所に何ほどの程度備蓄品として用意されているか。また、補助や配慮が必要な避難者に対応する人材（介護人材、保健師など）の配置状況。</p>	<p>現在、市の備蓄物資は、新舞鶴小、明倫小、防災センターのほか、一部の主要な避難所などに、非常食が約10,200食、飲料水が2リットルのペットボトルで約1,700本保管している。その他、毛布、簡易トイレ、トイレ袋、乳幼児用・大人用おむつ、女性用衛生用品、粉ミルク等を備蓄している。補助や配慮が必要な避難者については、市指定避難所であれば初期対応として、動員職員が対応する。</p>
10	<p>10 榎川の改修の状況 榎川の改修の進捗状況及び今後の見通し。</p>	<p>榎川については、具体的な改修計画はないが、修繕工事を平成27年度と平成28年度に実施しており、今後も、状況を確認し、必要であれば、同種事業との調整を行い、優先順位を見極めた上で実施していく予定である。</p>
11	<p>11 災害時に孤立する可能性がある地域の状況 避難道が1本しかなく、当該道路の被災した場合、孤立する地域を全て把握しているか。（把握している場合は、その地域名。）</p>	<p>孤立する可能性のある地域としては、大浦地区（野原ほか）8地区、東地区（多門院）1地区、西地区（岸谷、奥城屋ほか）7地区、加佐地区（小原、神崎ほか）16地区の全32地区。</p>
12	<p>12 自治会長に対する住民情報の提供状況 災害時の迅速かつ的確な避難誘導等のために、自治会長に対して提供している情報があるかどうか。（ある場合は、その内容。ない場合は、その理由。）</p>	<p>昨年は、7月豪雨で市内の至る所で甚大な被害を受けたことから、必要に応じ、孤立する可能性のある地域の各自治会長へ電話で注意喚起を行なっている。平時から、出前講座等で地域のハザード情報の提供を行っている。また関係地域の全世帯に各種ハザードマップの配布を行った。 要配慮者の情報については、避難行動要支援者名簿を提供している。</p>

13	<p>1 3 災害時における井戸水の使用の条件等</p> <p>災害時に、井戸水を飲料水として使用することが可能かどうか。(条件付きであれば、その条件等。)</p>	<p>井戸には、公共井戸（工場・事業所・社会福祉施設・料理飲食店等使用）と、飲用井戸（個人住宅等使用）がある。公共井戸については設置時に都道府県への届出義務があるため設置場所や基数は把握しているが、飲用できるか等の水質の管理は行っておられない。飲用井戸については、基数等の把握ができていないのが現状である。</p> <p>また災害時に飲用として使用するためには、関係機関等調整を要すると考えるが、現在は使用可能な状況ではない。</p>
14	<p>1 4 ため池の状況</p> <p>市域全体のため池の数や危険度などの状況を把握しているかどうか。(把握している場合は、その内容。)</p> <p>また、利用していないため池を防災面から廃止等する考えがあるかどうか。(ある場合は、その考え方や方向性。)</p>	<p>農業用ため池34池のうち、防災重点ため池(※)が19池ある。毎年点検を防災重点ため池を含め20池、3年毎に23池、6年毎に全池の点検を実施している。</p> <p>ハザードマップを17池については既に作成し、今年度3池、来年度2池作成予定である。受益者の無くなった農業用ため池で廃止予定のものが6池ある。</p> <p>農業用ため池新法の施行に伴い、農業用ため池の所有者及び管理者を今年度調査し、所有者・管理者・行政(府,市)の管理体制を明確化する。</p> <p>※『防災重点ため池』…決壊による災害により周辺地域に人的被害を及ぼす おそれがある農業用ため池</p>